

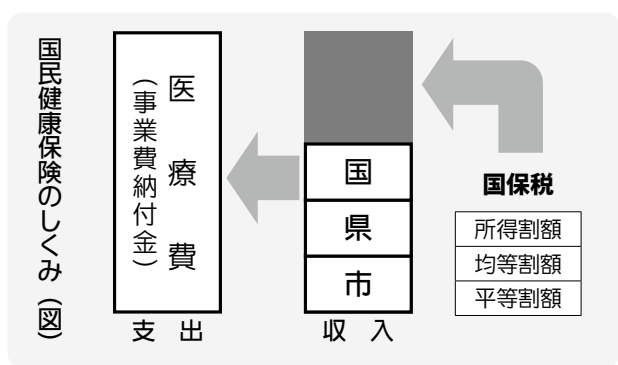
令和5年度の国民健康保険税（以下、国保税）の納税通知書は7月中旬に世帯主宛てに送付します。

info
02 国民健康保険税制度

**国保税の
税率について**

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国保税を出し合い、助け合う制度です。市が行う保健事業の費用や県が決定した事業費納付金（医療給付の費用）から特別交付金などを差し引いた残りが国保税として必要な額になります。

税率はこの必要な額を基に、加入者の前年所得金額（所得割額）や加入者の人数（均等割額）、加入世帯数（平等割額）を勘案して決定します。なお、今年度は上限額（課税限度額）が引き上がりました。



※国保税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分によって構成されており、それぞれに上限額（課税限度額）が設けられています。

令和5年度 国保税の課税限度額	
医療分	65万円（前年度65万円）
後期高齢者支援金分	22万円（前年度20万円）
介護納付金分	17万円（前年度17万円）
合計	104万円（前年度102万円）

国保税の計算方法について

医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を別個に計算し、その合計が国保税になります。

- ① **医療分** (0歳～74歳の方) 国民健康保険加入者の医療費について負担しあう分です。
- ② **後期高齢者支援金分** (0歳～74歳の方) 後期高齢者医療制度を支えるため、後期高齢者の医療費について負担しあう分です。
- ③ **介護納付金分** (40歳～64歳の方) 40歳から64歳までの国保加入者に係る介護保険（第2号被保険者）の分です。1人当たりの負担見込額および国保に加入する第2号被保険者の見込数などを基に算定した納付金を負担します。

計算式 (①～③共通)

所得割額

所得割額の課税標準額 × 税率[※]

↳ 前年中の所得 - 基礎控除 (43万円)

+

均等割額

加入者数 × 1人当たりの額[※]

+

平等割額

1世帯当たりの額[※]

※ 税率、1人当たりの額、1世帯当たりの額および保険税額は、納税通知書でご確認ください。

100円未満切り捨てしてから合算

① + ② + ③

世帯の国保税額